

平成30年度第2回明石市国民健康保険運営協議会

開会 13:25

○事務局 それでは、ご案内しておりました定刻の時間より少し早いのですが、皆さんお揃いでございますので始めさせていただきますと思います。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。これより、平成30年度第2回明石市国民健康保険運営協議会を開会させていただきます。

開会に当たりまして、片山会長にご挨拶をいただきます。片山会長、よろしく願いいたします。

○会長 会長の片山でございます。国民健康保険運営協議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、非常にお忙しい中、本協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、平素より本市国民健康保険事業の運営につきまして、格別のご理解とご協力をいただいておりますことをお礼申し上げます。

さて、この国民健康保険運営協議会でございますが、委員の皆様方より国民健康保険事業に係る重要事項につきまして、多角的な観点からご意見、ご協議をいただきまして、円滑な事業運営を図ることを目的としております。

国民健康保険制度につきましては、昨年4月から、財政基盤の強化が図られるとともに、市と県が共同で事業運営を行う新しい国保制度がスタートしております。概ね順調な船出となったものと受けとめておりますが、将来に向けて安定的かつ健全な運営が続けられるよう、新制度の定着に向けた取り組みが重要になると考えております。

なお、本日は、協議事項が1件のほか、事務局から2件の報告が予定されております。

委員の皆様には忌揮のないご意見をいただきながら、本協議会を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、理事者を代表いたしまして、和田副市長よりご挨拶申し上げます。

○副市長 皆さん、こんにちは。副市長の和田でございます。

委員の皆様におかれましては、本当に大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、平素より本市の国民健康保険事業に温かいご理解とご協力を賜っておりますことをこの場を借りてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

昨年は、国民健康保険制度の創設以来の大きな改革がありました。4月から実施されてまいりましたが、本市におきましては、資産割の廃止や保険料率の見直しによる8割の世帯の保険料の引き下げや納期回数の見直しなども合わせて行ってまいりました。そういった中で、大きな変更となったわけでございますけれども、委員の皆様にご丁寧

な議論を重ねていただいた結果、おかげさまをもちまして、円滑にスタートを切ることができました。

さて、本日は平成30年度の制度改正において、資産割廃止の影響を緩和するために据え置いてまいりました保険料の基礎賦課限度額の引き上げについてご協議いただくほか、平成31年度の国民健康保険事業予算（案）、また、平成31年度の国民健康保険制度改正の概要についての2件の報告を申し上げる予定にしております。

委員の皆様におかれましては、それぞれの立場から、様々なご意見を賜りたいと存じます。どうぞよろしく願い申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、委員の交代につきましてご報告させていただきます。

被用者保険等保険者を代表する委員といたしましてご協力いただいております全国健康保険協会兵庫支部保険グループ長の今井哲也様のご退任されまして、後任の北原陽子様にご就任いただいております。

ここで新たにお迎えいたしました北原委員より自己紹介をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○委員 皆様、初めまして、協会けんぽ兵庫支部の北原と申します。前任の今井が転勤をいたしまして、後任ということで仰せつかっております。

私ども協会けんぽは、国民の3、4人に1人が加入する中小企業を運営する働く世代の健康保険ということで、国民健康保険と同じように運営をしている医療保険者になります。目指すべきところは、やっぱり医療費の適正化とそれから保険料率をいかにして上げないかというところで、山の目指す頂上は同じで、のぼり方は国民健康保険さんと少し違うかもしれないですが、いろんな業務においては、基本的なところは同じですので、また、情報交換をしながら、この場でもいろんな意見を出させていただければなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。それでは、本日の出席状況について、ご報告いたします。

委員定数11名に対しまして、田原委員を除く10名の出席がございますので、過半数の出席があり、明石市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定によりまして、協議会が成立していることをご報告いたします。

なお、議長は会長が行うこととなっておりますので、これからの議事進行につきましては片山会長をお願いいたします。

○会長 それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行にご協力のほど、よろしく願いいたします。

それでは最初に、議事録署名委員の選任をしてまいりたいと思いますが、協議会の会議録署名委員は、明石市国民健康保険運営協議会規則第7条の規定により、議長が指

名することになっておりますので、私のほうから指名させていただきます。

今回は、廣瀬委員さん、それから志田委員さんをお願いいたします。お二方、よろしくをお願いいたします。

本日の会議及び会議録等につきましては、明石市市民参画条例に基づきまして公開とさせていただきます。なお、会議録につきましては市のホームページに掲載いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日、会議の傍聴人の方はおりますでしょうか。

○事務局 傍聴の方が1名おりますので入室していただきます。

○会長 傍聴の方に申し上げます。傍聴席においては撮影、録音または発言など、会議の妨げになる行為はご遠慮ください。

それでは議事に入りますが、本日は、協議事項が1件、報告事項が2件ございます。

まず、協議事項の「平成31年度国民健康保険料賦課限度額の引き上げ」について、議題に供します。この協議事項につきましては、平成30年12月25日付で、市長より当運営協議会が諮問を受けた案件でございます。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 市民生活室長兼国民健康保険課長の前田でございます。

協議事項「平成31年度国民健康保険料賦課限度額の引き上げ」について説明させていただきます。

着席させていただきます。

失礼します。このピンク色の資料の1ページを参照願います。

このたび諮問させていただく内容は賦課限度額の改正でございまして、国民健康保険料の平成31年度の賦課限度額について、基礎賦課限度額を58万円に改正することでございます。

資料の2ページを参照願います。

まず、このたびの賦課限度額引き上げの目的でございます。

本市は平成30年度の国民健康保険制度改革に当たって、保険料率や資産割の廃止等の見直しを行いました。その結果、低所得者層を中心に約8割弱の世帯で保険料負担を軽減することができました。また、高所得者層についても基礎賦課限度額の引き上げを見送り、激変緩和を図ったところでございます。

しかしながら、平成31年度においては、低・中間所得者層の負担を抑制するため賦課限度額を引き上げ、高所得者層に応分の負担をお願いしたいというふうに考えております。

なお、国におきましては、国民健康保険法施行令の改正により基礎賦課限度額を3万円引き上げ、61万円にする予定でございます。

次に、2の改正の概要でございます。

国民健康保険料は、表の上段に記載の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の3つの合計で算定されますが、このたびは、基礎賦課限度額について、現在54万円のところを4万円引き上げ、58万円といたします。その他の後期高齢者支援金等賦課限度額及び介護納付金賦課限度額は据え置き、合計93万円とするものでございます。

次に、3の基礎賦課限度額の引き上げに伴う影響でございます。

(1)の影響を受ける世帯でございますが、被保険者世帯3万8,500世帯のうち、約700世帯となる見込みでございます。

(2)の賦課限度額引き上げによる増収見込みでございますが、約2,600万円でございます。

(3)の他市の状況でございますが、平成30年度、県下41市町中、39市町は国に準拠して基礎賦課限度額を58万円に引き上げております。

なお、本市とともに国基準を下回っている赤穂市は、この3月の市議会で基礎賦課限度額を58万円に引き上げる予定でございます。

次の(4)の県の状況でございますが、兵庫県は、県下各市町の保険料水準を平成36年度を目途に統一を目指してございまして、賦課限度額につきましても同一となるように求められているところでございます。

最後に、今後の予定でございますが、6月市議会に条例改定案を上程する予定としております。

以上で、国民健康保険料の賦課限度額の引き上げについての説明を終わらせていただきます。ご協議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○会長 説明が終わりました。ご意見、ご質問がございましたらお受けしたいと思っておりますが。

まず、いきなり言われても、どういうことでしたかねというところはあると思うんです。現行の限度額は54万円というところに設定していますが、それを限度額58万円まで4万円上げるとというのが諮問事項となっております。

この54万円というのは、前回のときに据え置いているので、国としては既に58万円まで上がっている状況に、プラス3万円引き上げて61万円を限度額にするという方向に進んでいるというところに対して、本市では、前回据え置きをしたので、いきなり61万円というのは、もうとてもじゃないけど難しい話で、1周遅れにはなるんですけど、今回、まずは4万円引き上げて、58万円にするというところが諮問になってきます。

ただ、県の状況という、(4)で記載がございましたが、平成36年度を目途にして、こういう国との基準の差があるような、ほかの市町と差があるようなことは、そこは着地点として、最終的に差があるようなことはなくしていきましようという、もう一

つの方向性があるので、そこに向けても引き上げていくペースは、ほかの市よりも上げていかなければならない部分が出てくるという中で、このたびは4万円というところを議論していただきたいというのが趣旨になっています。

○委員 じゃあ、意見だけよろしいですか。

私は、58万円の引き上げに賛成の立場なんですけど、1点、グリーンを表紙の5ページに明石市の国民健康保険の世帯の数のシートがございます。これで見ますと、700世帯ということは、ちょうどこの96人あたりより後ろが皆さん、該当するようになる。

私は1点、どうなのかなと思うのは、58万円のことは賛成なんですけど、一番右のあたりにいる、所得で1,000万円を超える方も500万円を少し超える方も同じように、国民健康保険という制度では無理があるのではと思うんですけど、そのあたりは何か市のほうでもうちょっと緩和措置的なものが考えられないかどうか。

もう1点、私どもが加入している健康保険組合、協会けんぽも含めてですが、これは収入ベースでいきますと、100万円の報酬があれば、保険料というのは10%かかりますので、一月10万円と。本人負担が5万円、会社負担5万円という、基本はそういうことですね。ということは、1,200万円の収入のある人は60万円ほど。会社も入れれば120万円ですけどね。自己負担が60万円ほどということから考えれば、所得ベースで58万円というのは、決して高い額ではないので、それはいいと思うんですけど、ただ、今の例を挙げたのは1,200万円の例であって、国民健康保険のほうも、5ページの右のはしから1組、2組の250人あたりの人数のところはどうなのかと。500万円を少し超えた方も同じように4万円、年間で上がるとなると、少しくいついんじゃないかなという気持ちは持っております。これは意見でございますけれど。

○事務局 そういったご意見は、ほかにもございまして、全国の国民健康保険の保険者のほうでも、もう少し段階を区切れないかという意見もございまして、その辺は国のほうでも検討する事項の一つになっているかなと思うんですけども。

あと、500万円でも1,000万円でも、その保険料が限度額、同じになってしまうというところも、今、国民健康保険のほうでは問題として、要するに、限度額を超える世帯の割合が、全体から見ると2.3%、2.4%以上くらいになってしまうと。この限度額を超える世帯の割合をもう少し減らしていくという方向がございまして、そのために限度額を引き上げていくという流れになっております。

例えば、500万円の所得の方に対して5%の保険料をかけると25万円と。それが700万円の所得の方に5%の保険料をかけると35万円と。この場合に、25万円を限度額とすると、500万円以上所得の方は全員、限度額がかかってしまうけれども、35万円に限度額を引き上げると、700万円を超える所得の方、世帯だけが対

象になりますので、その限度額にかかる世帯の割合が減っていくというところがありますので、これを、目標としては限度額を超える世帯の割合が1.5%に近づくようにというところで、順次、限度額を引き上げていくという方針がございます。

要するに、今後もその数字に近づくまでは当面、限度額は引き上がっていくのかなというふうに考えております。

○委員 よろしくお願ひします。

○会長 1.5%という適正な数字に上げていかざるを得ないという国の方針を考えると、上げる方向では間違いないのかなと思います。

どうぞ。

○委員 県下では2市だけが遅れているわけですか。

○事務局 そうですね。県下では。

○委員 追いかけてこするわけですね、しばらく。

○事務局 そうですね。先ほど申し上げましたように、平成31年度、国のほうが限度額を3万円引き上げる予定でございますので、国の政令基準に追いつくまでは、平成36年度を目途として、少しずつ上げていかざるを得ないかなと。

○委員 極端に上がらないけど、来年度も3万円上げるということですね。

○事務局 はい。

○会長 まだ決まっていることではないですけど、次、追いかけてこするとしても、61万円ではなくて、プラス4万円とかっていう形で埋めていかないといけない。

○事務局 そうですね。

○会長 そうでないと目標に追いつかない。

○事務局 国が4万円上げると、4万5,000円上げるとかいう形になってこようかと思ひます。

○委員 済みません、先ほど了解したんですけど、1.5%ルールというのが全国健康保険にあるわけなんですか。

○事務局 そうですね、目安として。

○委員 それだったら、例えば、この自営業とかで非常に収入がある〇〇市さんとか〇〇市さんだったら、上の1,000万円のところの人数が多いんで、今の明石だったら500、550のところ、700くらいまで上がるということは十分あるわけなんですね。

○事務局 そうですね。

○委員 それで、田舎の市町村で年金所得のところばかりだったら、すごく下まで下がってくると。

○事務局 そうです。ですので、所得水準の高い市町の場合は、その限度額をもっと上げたいという要望もござひます。

- 委員 限度額をもっとというのは、金額を70万円とか100万円にしようということですね。
- 事務局 そうです。
- 委員 それでも全然おかしくないですね。
- 事務局 ですから、先ほど言われたように、500万円の所得の方でも、極端に言えば、1億円の方でも、限度額の上限が決まっていますので、同じ保険料になってしまいますので、もっと上げるようなことは考えられないかという意見もございます。
- 委員 そうですね。先ほど、私がお伝えしたとおり、普通の社員さんとかは、この収入があれば、120万円負担しているわけですから。58万円というのは何も大きい金額ではないですね。これだけを見ていると大きく感じますが、そのくらい負担されている方は幾らでもいらっしゃるんで。そういう仕組みなんですね。
- 事務局 はい。
- 委員 じゃあ、〇〇市とか〇〇市とか、逆に言えば自営業者なんかで収入がたくさんある、〇〇市なんかだったら、右側がすごく重いわけですね。
- 事務局 はい。
- 委員 ああ、そういう仕組みなんですか。済みません、不勉強で。
- 会長 明石市は全体でいうと収入的にはどんなポジションにいますか。
- 事務局 所得でいうと、29市中、ちょうど真ん中、15番目くらいですね。
- 会長 そういう点でいうと、特に負担が大きいというわけでも、そうでもないとも言えないところ、平均的というところですね。
- この先の着地も含めて、いかがでしょう、ご意見、ご質問でも。
- はい、どうぞ。
- 委員 この平成36年、いわゆる2024年になろうかと思うんですけども、この統一の基本は、国の統一目標に準ずるという意味合いでしょうか。
- 会長 そうですね。
- 事務局 限度額についてはそうなります。
- 委員 そうなりますか。
- 事務局 あと、その全国統一というのは、先ほど話に出ていました所得水準であるとか、医療費水準であるとか、変わってきますのでなかなか難しいんですが、県単位でその辺を、限度額だけではなく、保険料の水準、それも合わせていこうという流れがございまして、兵庫県では、その目途を大体平成36年度くらいに今のところ置いているというところなんです。
- 会長 聞くとところによると、平成32年を目標にという話が最初あったようで、さすがに平成32年までに、この金額の差異を直すといったら、一気に上げなければいけないという、結局、激変緩和をした分がまた戻ってきってしまうということがあるの

で、県としても、平成36年という形、ちょっと先送りしていただいた部分があるのかなと思っていますが、その分、どうしても期間中は引き上げ額が上がっていくのはやむを得ないかなというところでもあります。その中でも、今回は4万円プラスというところですね。

そのほか、いかがでしょうか。

- 委員　　これで明石市内において、高所得者層の方の引き上げによって、低所得者層の方々への負担の軽減が、均一的に施行できるのであれば、私はこれでいいと思いますけれども。

これが全国統一ということになれば、もっと人口の少ない市町、例えば、北海道の非常に過疎地なんかでは、高所得者の富裕層がもし、いない場合には、これは、やっぱり基準にはそぐわないことが出てこようかと思うんですが。これは、我々のような、全国的に見て中堅都市であるから、こういうことが言えるんですけども、これは、もっと所得の少ない、財政に窮しておるような市町はどういうふうな対応になるんでしょうか。

- 事務局　　地域によって、所得格差とか医療費、それから、徴収率とか、その水準が、かなり格差が大きいところがございますので、その辺は先ほど、平成36年と言ってたんですが、それより大分ずれ込むかもわかりませんが、例えば、北海道だったら北海道全体で調整をしていくというような格好になろうかと思えます。

幸い兵庫県の場合は、全国的に見まして、ちょうどそういう格差が少ない地域になっています。その兵庫県の中でも明石市は大体、真ん中くらいの基準になっていますので、統一していく際にも、今と比べて、そんな大幅に上がったたり下がったりとか、保険料が上下をするようなことはないかなというふうには考えております。

- 会長　　おおむね理解のほうは、いただけたかなと思っていますが、特にほかにご意見がないようでしたらば、協議事項1の平成31年度国民健康保険賦課限度額について、お諮りしたいと思います、よろしいですかね。

協議事項、平成31年度国民健康保険料賦課限度額について、改正することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 会長　　異議なしと認め、協議事項、平成31年度国民健康保険料賦課限度額について、改正することに決定いたしました。

この協議事項につきましては、市長に対して答申書を提出することになります。答申書の文案及び提出時期等につきましては、議長にご一任いただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 会長　　なお、答申書につきましては、市長に提出した後、各委員の皆様へ送付をさ

させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で、協議事項につきましては終了いたしました。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。

報告事項の1番、「平成31年度明石市国民健康保険事業特別会計予算（案）」について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 医療費適正化担当課長兼管理係長の高浜でございます。

報告事項1、平成31年度明石市国民健康保険事業特別会計予算（案）の概要について説明させていただきます。

失礼ですが、着席し、報告させていただきます。

資料の3ページをご確認ください。

1項目、概要、(1)平成31年度予算編成における要点の①ですが、このページの下の方に記載しておりますとおり、平成31年度におきましては、世帯数は前年度の95.06%、被保険者数は前年度の91.21%に減少するものの、一人当たり医療費は増加傾向でございます。

次に、②についてですが、平成31年度は、平成29年度に市に交付された前期高齢者交付金の精算額を納付金に含めて返還しなければなりません。

なお、平成32年度以降はこの返還が直接的に発生することではなく、平成31年度までの限定的な取り扱いとなります。

次に、③についてですが、上記の①及び②などの影響により、兵庫県の算出した本市の納付金が前年の104%に増加することに伴い、保険料の徴収予定総額は前年の106.71%に増加する見込みとなっております。

次に、(2)主な取り組みの①医療費適正化対策の推進についてでございますが、平成30年度は市民の皆さんの経済的な負担を減らし、医療費の伸びを抑制するため、ジェネリック医薬品希望シールを全ての国民健康保険加入世帯に配布するなど、その普及に努めてまいりました。平成31年度におきましても、特定健診の受診勧奨や糖尿病性腎症重症化予防などの市民の健康寿命の延伸、医療費適正化及び国庫補助金の獲得に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、②保険料の収納率向上対策の推進についてでございますが、平成30年度におきましてはコンビニ収納を導入し、市民の納付機会の拡大・利便性の向上に努めるとともに、滞納者に対しては、携帯電話及びスマートフォンへのショートメッセージサービス（SMS）による督促の試験運用を実施してまいりました。

平成31年度におきましては、SMSの本格導入や悪質滞納者への滞納処分の強化など、さらなる収納率の向上に努め、保険料負担の伸びを抑制してまいりたいと考えております。

4ページをご確認ください。

項目2、予算（案）といたしまして、左側の4ページには歳入、右側5ページには歳出の一覧表がございます。

また、歳入、歳出のいずれにつきましても、予算科目ごとに、平成31年度、30年度のそれぞれの額、差額、前年比及び主な増減理由を記載しておりますが、予算科目がたくさんございますので、ポイントを絞ってご案内させていただきますのでご了承ください。

まず、歳入の予算科目①国民健康保険料についてでございますが、現年度分と滞納繰越分を合わせて58億1,702万円を予定しております。前年度から3億6,596万7,000円の増加で、前年比106.71%となります。また、主な増減理由は①の納付金の増加でございますが、その他に④の繰入金の減少や同じ保険料の退職分や滞納繰越分の減少などの複合的な要因もございます。

次に、②県支出金についてでございますが、214億4,794万2,000円を予定しております。前年度から3億9,467万1,000円の減少で、前年比98.19%となります。主な理由は⑩の保険給付費の減少によるものでございます。

次に、④繰入金でございますが、27億2,035万円となり、前年度から1億3,943万6,000円の減少を予定しております。主な理由は、被保険者数の減少に伴う基盤安定交付金等の繰入金の減少によるものでございます。

また、こちらに記載はございませんが、基盤安定繰入金の内訳として、平成30年度制度改正に合わせて医療分と支援分の配分を見直した影響で、医療分は2億7,000円減少する一方で、支援分が約9,000万円増加しており、これが、上の①の現年度分保険料のうち、医療分の保険料の増加が顕著になる一方で支援分が減少する一因となっております。

次に、⑤繰越金でございますが、5億円となり、前年度から23億円の減少を予定しております。平成30年度には、これまでの繰越金を⑬の基金へ積み立ていたしました。平成31年度におきましては、⑭のその他支出に活用する予定でございます。

最後に合計欄でございますが、予算総額は305億3,303万2,000円を予定しており、前年度より24億6,724万1,000円の減少となっております。

続きまして、5ページ歳出についてでございますが、⑩保険給付費は208億1,141万1,000円で、前年度から4億7,007万2,000円の減少となります。主な理由は、被保険者数の減少によるもので、療養給付費を初め、各項目の規模が縮小したことによります。

次に、⑪納付金についてでございますが、85億1,847万1,000円で、前年度から3億2,777万5,000円の増額となる予定でございます。主な理由は医療分の増加によるもので、一人当たり医療費の増加と、さきに申し上げました平成29年度前期高齢者交付金の精算額を医療分の納付金に含めて返還しなければならない

ことによる影響でございます。

次に、⑬基金積立金でございますが、平成30年度は⑬の基金運用収入の100万円を積み増しする予定としております。

次に、⑭その他支出といたしまして、5億3,202万1,000円を予定しておりますが、これは主に、県単位化に伴い、2月診療分の保険給付費交付金の精算を翌年度に入ってから行い、返還する仕組みとなったことに伴うものでございます。

最後に、歳出の予算総額は歳入と同額の305億3,303万2,000円を予定しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○会長 はい、一通り説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問がございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

一番気になるところは、①の国民健康保険料のところは106.71%という形で、大きく前年よりも増えているところが目立つかなと思いますけれど。

はい、どうぞ。

○委員 参考資料の1ページでは、一人当たり保険料が増加に転じておりますということで、平成29年度、9万1,743円というふうになっていまして、先ほど、課長がおっしゃられたように、平成31年度では、保険料が106.71ということで伸びるということになっておるようですが、平成31年度の予算に基づきまして、平成30年度と同様の保険料を算定した場合に、一人当たりの保険料はどのような見込みか、1点お伺いして、あと、もう2点ほど。

これは別に直接関係ないんですけど、国保の制度改革による被保険者への影響はどうなったかということと、今年度、明石市では保険料算定方式や納期の変更がなされましたが、これらに伴う苦情や問題点はなかったかということですが、まず、その最初の保険料がどうなる見込みか、教えていただきたいんですが。

○事務局 資料の1ページをご確認いただきますと、廣瀬委員のほうからご案内いただきましたように、一人当たり保険料を記載させていただいています。この黒い点のところはそうなんですけれど、平成27年度、平成28年度、平成29年度とだんだん、少しずつ増えていっているような状況となっております。

ここの額につきましては、それぞれ各年度、決算後の値となっておりますので、平成30年度につきましては、あくまで見込みとなるんですけれども、平成28年度と同程度に落ちつくことになるかなというふうには想定しております。

なお、平成31年度につきましては、今後、保険料率をどのように設定するかというところで大きく変わりますが、新年度予算をご確認いただきましたとおり、相当厳しい状況にあると思われまして。今後、内部で検討を進めた上で、次回、運営協議会でご協議いただきたいと思いますと考えております。かなり厳しい状況であるという回答になってし

まいります。

- 会長 現時点では、また試算というレベルには至っていないという、数字だけ見ると、106%、107%くらいは、何もしなければ上がっていくというイメージ、今の金額に対してですね。

それと、制度が変わったことに対して、市民からの反応ですかね。

- 事務局 賦課係長、坂下です。

実際に県単位が行われた状態で、国の財政支援という部分が拡充されましたので、あくまで身近なサービス、窓口というものは、そのまま市町が持っていることになっていきますので、保険料負担も前年度並みに抑えることができたというところもありますので、大きな、市民に混乱を招くことはなく、この平成30年度については、ソフトランディングできたのかなと考えております。

先ほど、また委員からありました算定方式とか納付回数の変更という部分に伴う影響なんですけども、資産割の廃止であったり、納付回数の変更については、4月の広報あかし等々でお知らせさせていただいたり、市のホームページに掲載させていただくことによって広く周知は努めたと考えております。

また、資産割の廃止であるとか料率の見直しによって、直前の試算では、保険料が下がる見込みの世帯が8割ほどあったこともあり、保険料決定通知後に、一部の方から苦情であったりとか、不満の声という部分はいただいたんですが、ほぼ例年と同様でありまして、特に大きな混乱というものは生じませんでした。

また、納付回数の部分、10回から9回になったところにあるんですけども、それも同じく、分納で対応したりということもあったんですけども、かなり影響も、懸念されたんですけども、こちらについても、例年並みの状況でありまして、特に大きな混乱というものは、今年度はなかったというところになっております。以上です。

- 会長 おおむね大きな改革があったわりに、いつもどおりの範囲でおさまったというところで、うまくソフトランディングでき、うまく乗り越えたのかなという印象を持ちました。

ただ、次年度また、この金額が大幅に上がっていくというところに対しては、また、この5月ですかね、次の5月のときに具体的に、負担をどう抑えながら徴収していくかというところの具体的な議論は次のときに行われる予定になっているという解釈でよろしいですかね。

一人当たりの医療費の増加とともに、この加入の世帯数がまた減っていくという、ダブルできてきて、この結果が出ているというのが一つと、あとは、ちょっと理解をしておいたほうがいいと思うんですけど、平成29年度の積み残し分といいますか、そのときの精算額を納めなければいけないという部分が、さらに加わっているということで、それは、もう本当に1回限りの精算のためだけの支出が増えているというこ

とですね。

それが3ページ目の1番、(1)の②に書かれている、この前期高齢者交付金の精算額を納付しなければいけないという、ここの部分の話ですね。支出でいいますと、5ページの⑪ですか。

○事務局 ⑪の医療費のところはその分は含む形となります。

○会長 医療分のところ、ちょっと増えている。

この分が通常とは違って、それも上乘せされているので、見た目がかなり上がっているという解釈かなと思います。

何かご質問、その他確認したいこと等。

はい、どうぞ。

○委員 ちょっと古い話なんですけど、平成29年度の会計決算はお手元に送られてきたものをお持ちでしょうか。どうしても、この平成30年度、平成31年度の予算編成の中では、歳入額37億だとか記載されているんですが、調定額が幾らで、収納率を幾らかけてこれを出したかというところが抜けています。抜けているのか、必要ないのかわからないんですが、全体像がもうひとつわかりにくいということで。

私ども、保険者、健康保険組合としましては、この平成29年度のA3の書類にございますように、常々お話をしているのは、前期高齢者交付金ということで、大きな健康保険組合を含めて、健康保険組合、協会けんぽ、共済組合、非常に大きな額を拠出しております。

そのために、皆さんご存じだと思いますが、今回、日本でも有数の人材健保が今年の3月末に解散。それから、あと今でいうと生協さんですね、日生協という、そこも、約十何万人の組織、相当大きい組織なんですけど、そこも解散ということで、比較的大きな保険体制の崩壊が少し始まっている状況なんです。

私どもがずっとお伝えをしているのは、前期高齢者の交付金というのは、本当に大きな額を拠出している。明石市さんにもこれ、平成29年度に101億円入っている。私どもが常に言っているのは、前期高齢者の方の医療費に充てるためだけに各保険者は大きな拠出をしているわけなんです。ですので、右側の支出の欄には、これだけ前期高齢者には支出したんやと。だから、今後も支援をお願いしますというのをはっきり表示してほしいというのは、以前からお伝えをしているんですが。

明石市さんだけじゃないですよ。どこも出してないんですけど、ほかの医療費とか保健事業とかにみんな使っちゃっているという流れがあると。それが1点ですね。それはもう、今回、保険者が兵庫県になったために、平成30年度、平成31年度予算上は、県の支出金ということで210億円、余計わからなくなったということと、拠出している組織はそういう形でちょっと悶々としているということだけ、お伝えをしておきます。

あと、平成29年度のところで、ちょっと私の得意な分野が、1年前にもお伝えしたように、徴収体制の強化というのに非常に興味がございますので、質問させていただきます。

当然、国民健康保険というのは、自主財源57億円、あとは補助金だけを足して、300億円以上の体制ということで、保険としては成り立っていないような状況だとは思いますが。もう補助金以外は、組織立って運営できないということで、それはそれで仕方ないです。私も将来、国民健康保険のお世話になる、六十幾つになってしまいますので、そのとき、やはり収入が少なく、医療費がかかるということで、それは存じてますんで、これはよろしいんですが。

1点、保険料の収納関係、これについては、58億円という収納をどれだけ頑張るかということが問題になってくると思います。1年前にご質問したときに、徴収の方から比較的力強い発言もありまして、明石市は非常に頑張っているんだということで、ちょっとこれは皆さん、小さい字なのでわかりにくいと思うんですが、一番左側のほうの現年度分という分ですね。こちらが一番上の段でございまして、左側の一番上の94.42%ということで収納率を誇っております。

今度、一段下の滞納繰越金の収納が約2億円ということで、これを合わせたら、平成29年度の調定額の約40億円近くを収納しているということで、私は非常に頑張っておられると思います。皆さん、すぐ理解はできないと思うんですけど、私は頑張っていると思います。

その中でちょっとお聞きしたいのは、1年目の平成29年度の現年度94.42%の残、約2億4,000万円くらいになるんですかね。2億4,000万円程度残ると思うんです。滞納額というのは、滞納処分とか債務承認を受けたら、何年間でも滞納として残ることになります。

その辺の取り扱いの件でございしますが、実際にこの5億7,000万円程度というのであれば、2億4,000万円、1年で残るとしたら、2年とちょっとくらいの金額なんですね。私がお聞きしたいのは、確かにこのお金を取るほうの、この保険料を取るほうの2億円と、約36%の決着率ということで、非常に高いと思います。ただ、そのときに適正な不納欠損とかの実行をちゃんとしているかどうかということです。

まず前提は、保険料ということは税とは違いまして、時効は2年となっております。ですので、明石市さんにはないと思いますが、安易に不納欠損をしていないか。ちゃんと財産調査をして差し押さえをやっているか。そのあたりのところ、ちょっとお聞きしたいと思います。

もしもお手元に資料がございましたら、不納欠損の件数とか金額、差し押さえのほうは平成29年度でもよろしいし、平成30年度の途中でもよろしいので、何件くらいしたかというあたりは、質問としては大丈夫でしょうかね。

○事務局　　そうしましたら、収納係長の月城と申し上げます。よろしく申し上げます。
質問に対してお答えさせていただきます。

まず、差し押さえの件数についてなんですけれども、平成29年度は、ちょっと手元に資料がございませんで、記憶している範囲でお答えさせていただきますと、差し押さえや換価に至ったものについては160件前後と記憶をしております。今年度は、本日現在のところで、その件数はもう既に超えているのかなというところです。

そして、ご指摘のあった不納欠損に関してですけれども、正直申しまして、本市の国民健康保険課のほうでは、執行停止という市税徴収と同様の措置があるんですけど、徴収緩和措置ですね、それに関してもう一つ、一歩進んでなかったところがございます、それにつきましては、本年度、しっかりとした基準を作成しまして、今後、適正な不納欠損に持っていくように、事務の適正化を図るように努めているところです。

○委員　　今の話は、執行停止というのは、時効を迎えるまでに財産を徹底的に調査をして、一旦、執行停止に持っていくと。その後、本人さんのほうとも連絡をとれず、問題がなければ不納欠損に移行するという、正しい適正な不納欠損の仕方だと思いますので、それはぜひ、大変でしょうけど、徴収のほうでは非常にいい成績を上げられると思うので、そのあたりのところには細心の注意を払って実行していただければと思います。

○会長　　とても大切な話だったなと思いますが、確かに負担いただいているのは市民だけではなくて、抛出という形でほかの加入者からもお金をいただいているという点を考えると、適切に処理されているかというのは、いろんな形で伝えていかなければいけないなというのは、今の質問を通して感じたところです。

今日も説明が3ページでありましたが、コンビニ納付の導入とか、あと、スマートフォンへ直接メッセージを配信するとか、さまざまな、また新しい取り組みもなされていて、今後もまた収納に関して努力しているんだなというのは、この説明で大分実感はできました。ぜひ、今後も、なかなか100を目指す中で九十幾つまでいっていると、その先を上げるのはすごく難しいとは思いますが、ぜひ、頑張ってくださいと思います。

そのほか何か質問とか確認したいことなど。

どうぞ、はい。

○委員　　インフルエンザが流行っておるんですけども、今年度の医療費の動向なんかどうなんでしょうか。

○事務局　　インフルエンザの流行が具体的にどれだけ影響あるかという検証自体はできてないんですけども、医療費との相関関係、これは当然ながらあるというふうにされています。

昨シーズンにおきましても、インフルエンザはかなり流行しました。平成29年度ま

では市町ごとで運営していましたので、規模の小さい自治体ほど財政への影響が大きくなったという部分がありましたが、平成30年度の県単位化により、保険給付費が県で全部賄われるようになったので、そのあたりの市町の国保財政の安定化というのは確保されるようになっています。

ただ、医療費が増えると、やっぱりその分の翌々年度以降の納付金が大きくなるという課題もあります。なお、医療費の動向なんですけど、先ほどの緑の資料の1ページ、先程見ていただいたところの、一人当たり保険料の後ろに棒グラフがございまして、これが一人当たり医療費で、平成24年度から平成29年度まで、だんだんだんだん上がってきている、そんな状況になっています。

平成28年度から平成29年度となると、3%ほどの増加というふうになっています。今年度は12月の国保の国保新聞で確認したところ、やはり一人当たり医療費、前年と比べると3%ほど増えているというような状態でしたので、これについてもなかなか抑えていくのが難しい、そんな状況です。

平成30年度、平成31年度と進むと、一人当たり医療費も40万円という大台を超えてしまう可能性が非常に高いというふうに危惧しております。

○会長 そのあたりに関して、何か取り組み、目標とか。

○事務局 そうですね。やはり医療費の適正化を進めるということが本当に重要になってくるというところではあるんですけども、今年度に関しましては、報告の中でもご説明させていただいてきましたとおり、ジェネリックの希望シールを全国保加入世帯に配布するなどの取り組みを行ってきております。今後も他市の先進的な取り組みなども参考にしながら、積極的に進めていく必要があると考えております。

○会長 ちょうど今日は薬剤師会の。

○事務局 そうですね。本日は、ご欠席となっております。

○会長 こういうシールをどのくらいの人たちが貼って、それが反映しているのかなという話も、ちょっと興味があるところですけど、何か情報をお持ちですかね。

○委員 じゃあ、ちょっと私のほうから。

ジェネリックの厚労省の目標値というのは、国民健康保険にも関係あるんですかね。

平成32年10月くらい、大体80%が閣議決定もされて、私ども、大体79、大体、協会けんぽもそうやったね。どれくらいですか。

○委員 76%です。

○委員 大体。それは当然、後発医薬品のある薬剤の使用率です。先発しかないところは後発、使いようがございませんので、そういうものは目標値というのがあれば、いろいろと、私、この明石市の広報は、少なくとも私が見た中では一番いいので、もうプロがつくっているかというふうに聞いたたら、職員さんがつくっているということで感心して、毎月読ませていただいています。立派なものをつくられている。

ああいうものに、やはり、積極的に打って出てもいいんじゃないかなど。あれだけいい広報紙なので、市民の方、恐らく、わかりませんが、半数以上の方が読まれていると思うので。

やはり国の指針が出ていれば、明石市の置かれている状況、はっきりこれ、9万円の保険料で医療費が38万8,000円使っているわけなんで、どなたが見てもはっきりしていますよね。9万円で38万円の物が買えるなんて、誰でも思いませんからね。だから、それはやはりジェネリックのシール、どのようなものを送られたかわからないんですけど、やはり、毎月、毎月、検証して行って、はっきりそういう国の指針が出ているんで、それに向かってあと1年間やっていくと。小さなことなんですけどね。いかがでしょうか。

○事務局 国の目標、平成32年末までには80%というのは、我々も同じです。

現在のところ、11月の調剤分になりますけれども74.5%という状況です。国のほうが9月の時点で72.6という状況でして、そのとき、本市は72.9%という状態になっておりました。今年度の当初の段階では、国を少し下回っているような状況だったと思いますが、最終的に逆転して、どんどん伸びていくようになればいいなという希望的観測を持っております。

○会長 どうぞ。

○委員 国保の場合は低所得者とか、年度の途中で病気とか失業とかされる確率が非常に高いと思うんです。さかのぼって減免というのは、なかなかできないと思うんで、早いうちに減免するならするなど早期に、相談できるようにして、できるだけきめ細かい、納付指導をしてあげてほしいと思いますので、よろしくお願いします。

○会長 そのほかに何かご質問等がなければ、特にないようでしたら、これについては報告を受けたということにいたします。

それでは、次に移らせていただきます。

報告事項の2番、平成31年度国民健康保険制度改正の概要について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 失礼します。賦課係長の坂下でございます。

報告事項2、「平成31年度国民健康保険制度改正の概要」につきまして、ご説明申し上げます。失礼して座らせていただきます。

ピンク色の冊子の6ページをお願いいたします。

1点目では、国において、平成31年度に国民健康保険施行令等の改正を予定している主な項目について説明させていただきます。

(1) といたしまして、先ほどご協議いただきました賦課限度額の引き上げでございます。詳細については割愛させていただきますが、基礎賦課限度額を3万円増の61万円に引き上げるものでございます。

国は、今後も高齢化等による医療費の増加を見込んでおり、負担感が重いといわれる中間所得層の保険料負担をできる限り緩和するため、賦課限度額に達する世帯の割合が1.5%に近づくよう、段階的に引き上げる方針を示しているところでございます。この改正により、限度額超過世帯の割合は1.99%になると見込まれております。

今年度、厚生労働省は、11月の審議会において、介護納付金についても、限度額の1万円引き上げを提案していましたが、料率が高い市町村では、国が示す平均よりも低い所得で限度額に達してしまい、重い負担となっている実態がある声を受け、介護納付金分については据え置いたとされています。

なお、実施の可否につきましては保険者の裁量に委ねているところでございまして、先ほど諮問事項としてご協議いただきましたとおり、明石市では国の政令基準より3万円低い58万円の賦課限度額となります。

続きまして、(2)といたしまして、物価の上昇を初めとする経済動向等を踏まえ、低所得者に対する保険料軽減措置の所得基準の緩和が示され、国民健康保険法施行令が改正される予定となっているところでございます。

軽減判定所得については、5割軽減の場合の被保険者数に乗じる所得額を現行の27.5万円から28万円、2割軽減の場合の被保険者数に乗じる所得額を現行の50万円から51万円に引き上げるというものです。

この軽減判定所得基準の緩和により、5割軽減世帯が117世帯増加し、2割軽減世帯が186世帯増加すると見込んでおります。

しかし、減額するだけでは保険料収入が減少してしまいますので、減額分の保険料相当額につきましては、法定繰入により賄われる仕組みとなっており、県が4分の3、市が4分の1の負担割合となっており、本市、国保特別会計へ毎年約11億円規模の補填を受けております。

なお、所得基準の緩和につきましては、政令どおり実施する必要がございます。

最後に、(3)といたしまして、応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しについてでございます。

こちらは机の上に配付させていただいております、平成30年度がよくわかる国保ガイドの、9ページと10ページにあります片仮名のカの部分とあわせてご確認ください。

旧被扶養者とは、被用者保険に加入していた被保険者本人が、75歳の年齢到達等により後期高齢者医療制度へ移行することに伴い、被用者保険の被扶養者から国民健康保険の被保険者となった方をいいます。

今回の見直しを行うことになった経緯としましては、旧被扶養者減免については、もともと国民健康保険の資格取得日の属する月以後2年を経過するまでの間に限り実施することとなっていました。

しかし、後期高齢者医療制度において、旧被扶養者の保険料の軽減措置が特例措置として当分の間、継続されることとなったことを踏まえ、国民健康保険においても同様に当分の間継続することとされておりました。

今般の後期高齢者医療制度において、制度の持続性を高めるため、世代間や世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、応益割に係る保険料軽減措置について、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り実施することとなったことを踏まえ、国民健康保険においても同様の見直しを行うこととなりました。

なお、応能割に係る保険料の減免は引き続き、当分の間継続することとなっております。

この見直しによって影響を受ける世帯は125世帯の予定で、金額は約320万円となっております。

2点目としまして、今後の予定としましては、(2)の軽減判定所得基準の緩和と、先ほどご協議いただきました賦課限度額を58万円とする引き上げを、6月議会におきまして、明石市国民健康保険条例改正案として上程し、また、(3)の減免見直しについても、明石市国民健康保険料減免事務処理要領を改正する予定です。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○会長 説明が終わりましたが、これにつきまして、何かご意見、ご質問等がございますか。

国が行う改正の概要という形でご説明いただきましたけれど。

○委員 じゃあ、質問じゃないですけど、1点だけ。

(3)のこちら、私ども保険者として、被保険者が75になられて、扶養者の方、被保険者に給付をするという保険制度でございますので、躊躇なく資格はなくなってしまう。このような形で国民健康保険のほうでご配慮いただいているということは、私自身、本日は勉強になりました。以上です。

これは、もうこのまま実行するんですね。

○事務局 実行されます。

○会長 (2)と(3)はもう国が示したとおりにしか進められないという解釈。

(1)はそれぞれの市町村が決めてもいい範囲ということでしょうか。

○事務局 (3)につきましては、国のほうはこの4月1日からということになっておるんですけども。

○会長 ここは差異が。

○事務局 各保険者によって対応できるところ、できないところがございますので、平成31年度から一斉に切りかわるかどうかは、ちょっと今のところ不明です。ただ、本市としましては、国に合わせた形で実施したいというふうに考えております。

○委員 その間にあれやね。年齢差、2歳のご結婚なさっている方であれば、被保険者の、男性、女性は別としても、被保険者が卒業、75でされて、後期高齢者医療、2年間の減免措置がある間に本人さんも75になって、後期高齢者ということで、比較的スムーズにいけるということですね。

○事務局 はい。

○会長 特に質問等、確認したいこと等ありますでしょうか。

○委員 中核市になって、何か変わりましたかというところ、どうでしょうか。

保健所と国民健康保険が市長のもとで一元的に実施されるというのが大きいと思うんです。住民の健康対策でいえば、レセプト情報の活用とか事業実施で、国保の保健事業と保健所の健康施策が一体となって、効率的に進められることが期待できます。

また、国保の保険医療機関に対する保健指導情報は、保健所の病院や施術所に対する立入検査や医療法人の指導に生かすことができると考えます。

それから、病院の医療監視の際の医療従事者の不足は、国保の診療報酬と連動しております。病床数と医療費は相関関係にあります。病院のベッドが1床増加すれば、それだけ医療費が増加すると考えられます。したがって、それが市民にとって、真に必要な医療提供かどうか、慎重に検討が必要です。

病院の増床等の際に、国保サイドからもいろいろな意見が言いやすいと思います。このように、国保と保健所が速やかな情報の共有を図ることで、健康対策や医療機関の指導などがより効率的、適切、幅の広い対応ができると思います。ぜひ、そのメリットを生かせるよう両者の密接な連携をお願いしたいと思います。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 病床数に関しては、これ、兵庫県下においては、第2次の医療圏域によって病床数というのは決まっておるんですね。明石市は東播磨圏域に入りますんで、この病床数というのは、現在のところ、いい調子で過不足なくいっておりますし、それから、病床というものを普通のベッドにしても、病床機能というものがございまして、高度急性期、急性期、慢性期、回復期と、この4種類に分かれておまして、それに該当しないものは在宅に返して行って、在宅医療を中心に進めていこうかという、今、構想がなされております。

だから、むやみに病院を建てたからといって、ベッドが増えていくというものでもございませぬ。逆に、減少傾向にあるんじゃないかと思っております。その医療費の削減にも、それはつながっていくことではなかろうかと。将来的にですよ。

ただ、その1点、問題があるのは、たとえ在宅であれ、回復期であれ、急性の疾患が引き起こった場合には、これ、急性期にぼんと上がってしまいますので、だから、中で循環していく可能性がございまして、これに関しては、医療費の削減が完全に、完璧に求められるということはないと思います。

できるだけ病床機能というものを第一に考えて、医療費削減は目指しておるところではございます。

○委員　もともと病床数規制は、医療費の関連においてなされた面もあると考えます。あとは先生がおっしゃるとおりだと思います。

○会長　特に機能分化が進み、急性期病院を標榜するところは少なく、時代とともにだんだん少なくなっている厳しさもあって、なかなか単純に病床数がという議論ではなくて、機能が、言われたとおり、分化しているので、急性期を減らすわけにはいかないところもあり、その先の受け入れがないと、どうしても急性期だけで賄うことは無理ということもあって、ぜひ、在宅含め、皆さんが困らないような形にうまく落ちつくといいなとは思っております。

そのほか、病院以外にも健康増進という点で、保健所の役割もこれからますます重要になってくると思うんですけれど、何か取り組みとか。せっかく一つの市としてまとまったところで。

○副所長　そうですね。保健所の副所長の上田でございます。

私どもといたしましては、引き続き、健診の推進ですとか、健康づくりの教育、栄養相談なんかの健康推進事業を通じた生活習慣病の予防というんですかね、なんかも国保さんのほうにいろいろ情報提供なんかもしながら進めてまいりたいと考えております。

○会長　どうぞ、はい。

○委員　医療費削減の保健事業ですけども、先ほども言われましたけど、歯科の疾患の健診から始めてもらうと、非常に医療費が下がるというデータもありますんで、特にそういうふうな歯科の健診の推進とかよろしくお願いします。

○会長　最近では糖尿病とかがんとかも、歯が関係していて、先ほど言われたインフルエンザも今、何かテレビでは歯磨きしている施設で2年間、発症がなかったという話を取り上げられていたりしています。いろんな病気が歯から、心臓疾患も含め、関係しているなんて話もあります。病気の撲滅が一番医療費のためには効いてくるかなと思いますので。ぜひ、お互いに情報交換しながら、進めていきたいと思います。

○委員　ここに健診事業の専門家の小林さんがおいでになるんですが、なかなかこの、我々医師会の健診、または、歯科医師会の健診、健診事業というのは、かなり力を入れてやっておるんですが、この受診率が非常に伸び悩み、これが一番の問題なんです。受けてくれればいいんですが、受けてくれないと。これをどういうふうにして受けさせるかというのが一番大きな問題なんです。これは、行政と歯科医師会、それと我々医師会、これが本当に協力して、一般市民への啓蒙・啓発を進めていかないことには、これ絶対、伸びていきません。

それと、健診をやったから、そこで疾病発見率が非常に少ないから、健診の意味がな

いんじゃないかというのは大きな間違いで、例えば、1万5,000人の肺がん検診をやって、そのうち、15人くらいしか肺がんが見つからなかったから、これ、検診の意味があるかと言え、これは1人でも見つければ、これは検診としては十分に価値のあることなんで、これを勘違いされては困りますんで、市民の皆様にもそういうことから説明をしていかないとご理解を得られないんじゃないかと思います。

また、小林さん、ご尽力のほう、お願い申し上げます。

○委員 保健予防課長の小林さんの話が出たんですけど、まちづくり協議会は、明石市内に28校区あるんですけど、各校区、温度差がありましてね。出前健診なんかね、なかなか実施されない校区があります。

私ども、私は地元が江井ヶ島校区なんで、昨年からですかね、お世話になっておるんですけど、去年よりも今年はちょっと出前健診の受診率が少なくなりました。なかなか出前健診を実施しても健診の数は伸びないですね。今後とも、まちづくり協議会はそういう形で声を大にして協力したいと思います。

○委員 皆様のご協力と我々の努力が必要なんで。

○委員 そうですね。28校区、まち協のリーダーがおるんですけどね、やっぱり各校区いろんな文化、風習が違うんで格差があるんですけど、また努力していきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○会長 ほかに何かございますか。

特にならなければ、これについても報告を受けたということにいたします。

それでは、事務局のほうから、何か連絡事項はございますか。

○事務局 次回の当協議会の開催予定をご案内させていただきます。開催時期は5月下旬で、平成31年度の国民健康保険料率につきましてご検討いただく予定でございます。今後とも、皆様方のお力添えを賜りますよう、どうかよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○会長 その他、何か、これは言い忘れたみたいな、何かありましたら。大丈夫でしょうか。

特にならなければ、これをもちまして、本日の議事につきましては全て終了いたしましたので、議長の務めを終わらせていただきます。長い時間にわたりまして議事進行にご協力いただきまして、まことにありがとうございました。

以上をもちまして、平成30年度第2回明石市国民健康保険運営協議会を閉会させていただきます。

本日はお忙しい中、ありがとうございました。

(閉会 14:50)